様式第三十二（第二十二条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）
第28条
４　国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定建築主の事務所その他の事業場若しくは特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
５　（略）
第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一　第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項、第28条の４第４項若しくは第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第三十二（第二十二条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）
第28条
４　国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する一戸建ての住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
５　（略）
第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一　第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項若しくは第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項若しくは第38条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者